

「外国人ダイビングインストラクターの活躍促進」に向けた 申請プロセスの明確化

(厚生労働省 基安労発 1220 第1号 令和元年12月20日通達)

特例措置前

- 観光ダイビングを目的としたインバウンド需要が拡大する一方、沖縄をはじめ、全国のダイビングスポットで母国語対応できる外国人インストラクターが不足。
- 外国人が日本国内でダイビングインストラクターとして就労する場合には日本の潜水士免許が必要。
- 海外の潜水に係る資格を有している等、一定の要件を満たせば日本の潜水士免許の取得可能な制度が存在するが、外国人インストラクターの活用事例がなかった。

(規制の根拠) 高気圧作業安全衛生規則

ニーズ

- 海外の潜水に係る資格を有している外国人が潜水士免許の取得を申請しやすくなるよう、申請プロセスの明確化をしてほしいという要望あり。

特例措置

- 一定の要件を満たせば日本の潜水士免許を取得できることを周知するため、申請プロセスを明確化し、事業者向けに申請マニュアルを公表。

効果

- 外国人ダイビングインストラクターの活躍促進。
- 拡大するインバウンド需要に対応。